

令和4年第2回臨時会

むかわ町議会会議録

令和4年 2月1日 開会

令和4年 2月1日 閉会

むかわ町議会

令和4年第2回むかわ町議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (2月1日)

議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
事務局職員出席者	4
開会及び開議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
町長行政報告及び提出事件の大要説明	6
承認第1号から承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	10
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	22
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	24
議案第4号から議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	28
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決	30
閉議及び閉会	35
署名議員	37

むかわ町告示第70号

令和4年第2回むかわ町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和4年1月27日

むかわ町長 竹 中 喜 之

1 日 時 令和4年2月1日（火）午前10時

2 場 所 むかわ町産業会館 第1研修室（3階）

3 付議事件

町長から提出あった事件

承 認

承認第1号 専決処分につき承認を求める件

（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号））

承認第2号 専決処分につき承認を求める件

（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第11号））

議 案

議案第2号 工事請負契約の変更に関する件

議案第3号 工事請負契約の変更に関する件

議案第4号 工事請負契約の締結に関する件

議案第5号 工事請負契約の締結に関する件

議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）

○応招・不応招議員

応招議員（11名）

1番	東	千吉	議員	2番	舞	良喜	久	議員			
3番	山	崎	満敬	議員	4番	佐	藤	守	議員		
5番	大	松	紀美子	議員	6番	三	上	純一	議員		
9番	星		正臣	議員	10番	津	川		篤	議員	
11番	北	村		修	議員	12番	野	田	省	一	議員
13番	小	坂	利	政	議員						

不応招議員（なし）

令和4年第2回むかわ町議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年2月1日（火）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長行政報告及び提出事件の概要説明

町長提出事件

- 第 5 承認第1号 専決処分につき承認を求める件
(令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第10号))
- 第 6 承認第2号 専決処分につき承認を求める件
(令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第11号))
- 第 7 議案第2号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 8 議案第3号 工事請負契約の変更に関する件
- 第 9 議案第4号 工事請負契約の締結に関する件
- 第10 議案第5号 工事請負契約の締結に関する件
- 第11 議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算(第12号)

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（11名）

- | | | | | | |
|-----|---------|----|-----|---------|----|
| 1番 | 東 千吉 | 議員 | 2番 | 舞 良喜久 | 議員 |
| 3番 | 山 崎 満 敬 | 議員 | 4番 | 佐 藤 守 | 議員 |
| 5番 | 大 松 紀美子 | 議員 | 6番 | 三 上 純 一 | 議員 |
| 9番 | 星 正 臣 | 議員 | 10番 | 津 川 篤 | 議員 |
| 11番 | 北 村 修 | 議員 | 12番 | 野 田 省 一 | 議員 |

13番 小坂利政議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	竹中喜之	副町長	渋谷昌彦
支所長	齊藤春樹	会計管理者	上田光男
総務企画課長	成田忠則	総務企画課参事	大塚治樹
総務企画課主幹	柴田巨樹	総務企画課主幹	栃丸直士
総務企画課主幹	菊池功	健康福祉課長	藤江伸
健康福祉課参事	今井喜代子	健康福祉課主幹	熊谷伸一
農林水産課長	酒巻宏臣	農林水産課主幹	藤野真稔
経済建設課長	吉田直司	経済建設課参事	江後秀也
経済建設課主幹	西村和将	教育長	長谷川孝雄
生涯学習課長	佐々木義弘	教育振興室長	田口博
選挙管理委員会事務局長	成田忠則	農業委員会支局長	高木龍一郎
監査委員	数矢伸二		

事務局職員出席者

事務局長	今井巧	主査	酒巻早苗
------	-----	----	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（小坂利政君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回むかわ町議会臨時会を開会します。

冒頭であります。新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、議場内ではマスク着用とし、原則、提案のほか発言等は自席とさせていただきます。

なお、一般の方の傍聴はできませんので、御了承願います。

また、質疑は簡潔明瞭に、議題外にわたることなく、会議時間短縮のため、質疑及び答弁は簡潔明瞭に行うよう御協力をお願いいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

開会 午前10時00分

◎議事日程の報告

○議長（小坂利政君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小坂利政君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、3番、山崎満敬議員、4番、佐藤守議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（小坂利政君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

本臨時会の会期は、提出事件を考慮し、本日1日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小坂利政君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に印刷配付いたしております諸般の報告及び議会だより第122号のとおりですので、御了承願います。

◎町長行政報告及び提出事件の概要説明

○議長（小坂利政君） 日程第4、町長行政報告及び提出事件の概要説明を行います。

町長からの行政報告及び提出事件の概要説明の申出がありましたので、登壇により説明を許可します。

竹中町長。

〔竹中喜之町長 登壇〕

○町長（竹中喜之君） おはようございます。

本日ここに令和4年第2回むかわ町議会臨時会を開催するに当たりまして、議員の皆様には御出席をいただき、誠にありがとうございます。

提出事件の概要説明に入ります前に、行政報告としまして3件について御報告申し上げます。

まず1点目は、1月11日から12日にかけての暴風雪及び17日までの降雪による対応状況について報告いたします。

令和4年1月11日から12日かけて、発達した低気圧の通過により、本町においては暴風を伴った降雪が発生し、1日で30センチを超える大雪となりました。このため、町道の除雪に時間を要し、町内における交通に影響を及ぼしたところでございます。さらに、その後、17日にかけて断続的な降雪の累計は60センチを超え、路肩及び交差点部の著しい堆雪により、車線や見通しの確保ができないことから、排雪作業を進め、交通安全の確保に努めてきたところでございます。

また、この積雪の影響により農業施設に被害が生じております。鶴川地区では、ビニールハウス4棟が雪の重さで全壊し、うち2棟に作付されたハウレンソウ0.13ヘクタールが被害を受けております。穂別地区では、農業資材の格納庫として使用しているビニールハウス2棟が同様に全壊となり、被害が生じているところでございます。被害に遭われました皆様に心からお見舞いを申し上げます。

次に、2点目として、1月16日に南太平洋トンガ沖海底火山噴火に伴う太平洋沿岸に発令された津波注意報の対応について報告を申し上げます。

16日零時15分に北海道太平洋沿岸部に津波注意報が発令、本町におきましては、災害対策本部体制設置前の第1非常配備として、総括部員と情報収集、応急対策部長を招集し、対応に当たってきたところでございます。胆振東部消防組合との連携により、注意報発令を受け、零時27分に鵒川支所により防災行政無線による放送を実施、注意喚起を行い、汐見地区に指令車2台を配置し、広報活動を実施しました。あわせて、町は、警戒態勢として汐見地区高台の津波の一時避難場所に職員を待機させるとともに、旧チンタ浜踏切付近に職員を配置したところでございます。

この注意報の発令により、鵒川漁業協同組合と連携を取りながら、潮位の変化にも注意しておりましたが、午前4時頃の満潮時を除いて特段の変化も見られず、被害の報告もなかったところでございます。

注意報は、約14時間後の午後2時に解除されたことから、漁港等の安全を確認した上で、注意報解除のお知らせを防災行政無線で午後2時25分に放送し、全ての対応を解除しているところでございます。

御案内のとおり、環太平洋火山帯に位置し、火山活動が活発な我が国におきましても、改めて災害に対する備えの必要性を認識するとともに、親日国トンガ王国の皆様をはじめ、この津波により被害を受けた方々に心からお見舞いを申し上げるものでございます。

次に、3点目として、新型コロナウイルス感染症における1月13日開会の第1回臨時会で報告した以降の本町の対応状況について報告を申し上げます。

オミクロン株に置き換わった感染第6波は全国各地に爆発的に拡大し、国は、1月27日から2月20日までの期間、北海道をはじめとした18道府県に対し、まん延防止等重点措置を適用、対象地域は34都道府県に拡大されているところでございます。連日、過去最高の感染者数が更新され、国がリーダーシップを十分に発揮できない状況下となり、地方自治体がオミクロン株の未知の怖さに直面する実態に置かれているところでもございます。

北海道をはじめ、胆振管内におきましても、これまでにない勢いでの感染拡大となっている状況でもあります。胆振総合振興局は、1月24日、新型コロナウイルス感染症対策地方本部会議を開催し、感染経路を特定する疫学調査の対象というのを感染リスクの高い同居家族と重症化リスクの高い医療介護施設に絞って行う方針が示されております。

この疫学調査の重点化により、感染者自らが濃厚接触したと思われる連絡をすることとなり、事実上、感染源を特定する疫学調査の縮小が決められているところでもございます。本町では、1月のひかり認定こども園の集団感染や、苫小牧広域森林組合関係者の複数の感染

をはじめ、他の事業所や家庭においての頻発する感染が見られるところでございます。

ひかり認定こども園におきましては、1月18日に通園する園児が発熱、また、その家族の感染が明らかになったことから、町とこども園との協議の上、該当するクラスの園児、保育士のPCR検査実施の方針を固め、また、兄弟が通う鷓川中央小学校の該当するクラス及び接触が想定される放課後子どもセンターの児童全員及び職員に対し、20日、21日に検査を実施してきたところでもございます。

検査の結果、こども園の園児5名の感染が確認され、さらに職員1名の感染も確認されたことから、24日と25日を休園とし、園内の消毒後26日から再開したところでございますが、該当するクラスについては、本日から再開がされているところでございます。

なお、鷓川中央小学校及び放課後子どもセンターの関係者におきましては、全て陰性の結果が報告されており、感染拡大には至っていない状況となっております。また、1月28日、鷓川中学校におきまして職員1名が罹患、接触があったと思われる生徒、職員63人に対し、1月31日にPCR検査を実施、1月31日から2月1日までの臨時休校としたところでございます。検査結果につきましては、早ければ本日2月1日夕方に判明する予定となっております。随時、学校及び教育委員会と連携し対応してまいります。

さらに、昨日、鷓川高校におきまして罹患が判明した生徒がおり、生徒寮におきましても発熱や喉の痛みなど体調を崩す生徒が出たことから、診療を受け、複数の罹患が判明したところでございます。このため、生徒寮において感染が拡大するおそれがあることから、苫小牧保健所と連絡連携を取りながら対応しているところでございます。

なお、生徒寮関係者へのPCR検査を昨日と今日に分け実施し、検査結果の判定と全容の把握に時間を要しているところでございます。町としましては、寮生の安全を第一に考え、保健所と連携し、具体的に指示を受けながら対応してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、このことから、北海道教育委員会の指導を仰ぎ、鷓川高校につきましては、本日から2月4日までの期間、1、2年生の学年閉鎖をする措置を決定しているところでございます。

今年に入ってから、本町における感染症の拡大は1月末現在37人に上り、町民の皆さんの中には大変不安に思われている方々もおられると思います。

町では、今後におきましても町民の皆さんに適時適切な情報の提供を行うとともに、必要に応じ、感染症拡大の防止対策や相談窓口の設置、サポートを講じてまいりますので、引き

続き御理解と御協力をお願いいたしますようお願いを申し上げます。

なお、1月24日から鶴川厚生病院、2月1日からは穂別調剤薬局におきまして無料の簡易抗原検査を受け付けておりますので、感染に不安のある方につきましては御利用をいただきたいと存じます。

加えて、コロナ禍における政治活動、選挙運動の関係でございますが、むかわ町におきましても、皆さん御承知のとおり、3月に町長町議選が控えております。新型コロナウイルス感染症が全国全道、そして町内も含め、これまでにない感染拡大の局面を迎えているところでもございます。先行する自治体の中でも、選挙活動が感染拡大につながらないように、感染拡大防止に必要な措置というのを徹底し対応している事例というのも見られております。

本町議会におきましても、現在、今後の対応について、それらも含め協議がなされているとお聞きをしております。私も、町民の皆さんに自粛をお願いしている一人として、次期選挙戦に臨むに当たり、町議会の皆さんと連絡連携、歩調を合わせ、できるだけ可能な限りの選挙運動による有権者の皆さんに不安感を与えない感染予防対策の工夫に努めていきたいと考えているところでございます。

以上3件を申し上げまして、第2回臨時会に当たりましての行政報告といたします。

さて、本臨時会で御審議いただく事件につきましては、承認2件、議案5件であります。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）を令和4年1月17日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件につきましては、令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）を令和4年1月19日に専決処分しましたので、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

議案第2号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、田浦地区田浦6線排水路整備工事の契約金額の変更につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第3号 工事請負契約の変更に関する件につきましては、旭岡1号橋橋梁補修工事の契約金額の変更につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第4号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、ししゃもふ化場新築工事（建築主体）につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第5号 工事請負契約の締結に関する件につきましては、ししゃもふ化場新築工事（機械設備）につきまして、議会の議決を得ようとするものでございます。

議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）につきましては、事業の必要性から所要の補正を行うものでございます。

以上につきまして、後ほど説明員から御説明申し上げますので、よろしく御審議、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 町長行政報告及び提出事件の概要説明が終わりました。

これで町長行政報告及び提出事件の概要説明を終わります。

◎承認第1号から承認第2号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第5、承認第1号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号））及び日程第6、承認第2号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第11号））の2件を一括議題とします。

承認第1号及び承認第2号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 承認第1号から承認第2号までの令和3年度むかわ町一般会計補正予算の専決処分につき承認を求める件につきまして、一括して御説明申し上げます。
議案書1ページをお開き願います。

承認第1号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）につきましては、1月11日からの暴風雪の影響を受け、町内では連日の降雪で降雪量は60センチを超え、除雪により車道路肩や交差点部の雪山は日に日に高くなり、町道では見通しの確保が難しい箇所も発生する状況となっていました。連日の降雪により、既定予算内での除雪作業を継続することが難しいこと、また、町道の交通安全確保のために排雪作業を併せて行う必要があると判断したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月17日付で専決処分を行いましたので、同条3項の規定により承認を求めるものでございます。

議案書2ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億269万8,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書3ページの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出及び3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

7款2項1目1630番、除排雪対策事業につきましては、暴風雪に伴う排雪対応分並びに専決日以降に係る当面の新雪除雪費用といたしまして、委託料に2,000万円を追加するものでございまして、財源は歳入、10款地方交付税とするものでございます。

次に、議案書5ページをお開き願います。

承認第2号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）につきましては、新型コロナウイルス感染症は、新たな変異株により国内において感染者が急激に増加、今年に入り、町内においても感染者が確認されてきたなか、町内で児童・園児を持つ御家族の方に感染が確認されたことの報告を受け、関係機関で協議の下、同じクラスの児童・園児、また、放課後子どもセンターに通園する児童及び在籍した職員の状況を把握するため、町独自でPCR検査を実施する必要があると判断したことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和4年1月19日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により承認を求めらるものでございます。

議案書6ページをお開き願います。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億769万8,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書7ページの第1表、歳入歳出予算補正となっております。

説明の都合上、別冊配付してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第11号）に関する説明書により御説明申し上げます。

4ページの歳出により3ページの歳入を併せて御説明申し上げます。

2款1項9目291番、新型コロナウイルス感染症対応事業の500万円の追加につきましては、感染者確認に伴う関係者等の状況把握のため、PCR検査の費用、その後の町内の感染状況を踏まえ、今後も町関係施設で感染者が確認された場合において検査が必要となることを想定し、手数料に400万円、公共施設における感染予防及び感染拡大防止対策を継続するための費用に必要な対策物品の購入費用として、消耗品費に100万円を追加するものでございます。

なお、財源は歳入3ページ、14款国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を300万円、残り200万円は、18款財政調整基金とするものでございます。

以上で、承認第1号から第2号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御承認く

でございますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑の順序は承認番号順とします。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

初めに、承認第1号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号）に関する説明書、別冊事項別明細書1、総括、2、歳入、3、歳出全般について質疑ありませんか。

5番、大松議員。

○5番（大松紀美子君） 4ページの1630、除雪対策事業についてなんですが、毎日除雪作業を本当にやっていただいて感謝しているところなんですが、町民の方からは「早い」とか「遅い」とか、遅いというふうな意見のほうが私は多く受けているのですけれども、今の除雪体制というのはどんなふうになっているのか。委託先等もお願いするところが減っているというようなことを聞いているのですけれども、実際にどんなふうな状況になっているのかを伺いたいと思います。

それから、この間、問合せとか要望とか様々あったと思うんですけれども、それらについてあった場合には、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

本町の除雪の体制でございます。鶴川地区におきましては、5業者にて、町有車が4台ございまして、あとは業者の借上げの除雪車にて除雪体制を組んでおります。これはここ数年大きな変化はございません。ただ、運転士さんはやっぱり年を取っていきますので、順次ちょっと新しい方とかを見つけながら進めている形でございます。

穂別の業者につきましては3社にて、町有車は2台持ちまして、あとは業者から借上げまして、地区を決めまして、それで体制を進めております。同じく穂別のほうも運転士さんは年々高齢化していきますので、順次見つけてもらいながら進めている形でございます。

除雪遅いという形は言われるんですが、こちらとしても、降って、その中で進めていっている形でございます。ただ、今回の暴風雪なんですが、軽い雪でなくてちょっと重たい雪ですので、除雪の作業効率、機械の作業効率はやっぱり落ちますので、思ったところの時間までにはちょっと行けないというのはありますので、今後またよりよい形を見つけながら進めていきたいかと思っております。

〔「問合せは」と言う人あり〕

○**経済建設課参事（江後秀也君）** また、町民から連絡来たときには、順次場所を確認しまして、また職員も出て、それで除雪の業者と連絡取り合って、順次除雪の解消に進めている形でございます。

鵜川地区におきましては、特に吹きだまりがかなりありますので、何回何回やっても解消できないという形なんです、順次パトロールの中で、そこは除雪を進めているということでございますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（小坂利政君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小坂利政君）** 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり 1 ページから 3 ページまでの予算総則、第 1 表、歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（小坂利政君）** 質疑なしと認め、承認第 1 号の質疑を終わります。

次に、承認第 2 号 令和 3 年度むかわ町一般会計補正予算（第 11 号）に関する別冊説明書、別冊事項別明細書、1、総括、2、歳入、3、歳出全般について質疑ありませんか。

5 番、大松議員。

○**5 番（大松紀美子君）** 4 ページの 291 番なんです、コロナの感染拡大が続いているということで、今回の事業内容として PCR 検査、検査費用とか、公共事業の対策費用ということなんです、それに関わって、コロナに関わって町の情報提供という点でちょっと質問をさせていただきます。

私のところにこの間ずっと寄せられているのは、情報提供の内容について、防災無線で昨日何人確認されましたと、こういう報告なんですよね。町民の方にしてみると、経過が分からないと。じゃ一体、1 月明けてから、拡大し始めてから何人になっているのかということが分からないと。今日、今、行政報告の中で、町長は大変詳しく、学校でも確認者が出たとかそんなふうに報告してくださいましたけれども、この放送を見ている方というのは限られていると思うんですね。ですから、防災無線でもっと詳しく報告できないのかと。情報提供できないのかというのが、寄せられる方々の思いです。

町長、一度こども園でクラスターが発生しましたということで放送されましたよね。しかし、その後クラスターが収束したとか、そういったことも一切ありませんので、一体どうな

ったのかという疑問を、不安ですよ。持っていらっしゃるようです。

それからLINE、これは私もちょっと見逃していて恥ずかしいんですが、LINE、フェイスブック、ツイッターということで、これ昨年の8月の広報紙に載っておりました。早速、私もLINE登録させていただいたんですが、LINE登録すると、登録していただいありがとうございますというようなことの登録なんですよ。

お問合せ、LINE等があっても双方向でないということが分からない。登録したときに、そちらからありがとうございますと来るんですけども、そのときに、これは例えば、なんか問い合わせでも再度お答えできるものにはなっていません、みたいなことをちゃんとそのときに書いてあれば。LINEですから双方向と思うでしょう。そこに入れる人もいますよね。その報告されたものを読んで疑問に思った方が、LINEだから聞くんです。でも、そのときすぐに、それはできません、みたいなことが入ってくるんですね。そのことをここには書いているんです、LINEの登録のところちょっと。でも難しいです、これ書き方だから、LINE登録してくれた方には、これは問合せがあってもお答えできるような仕組みになっていませんか、すぐそこに出してしまえば誤解しないわけですから、そうできないのか。

それから、広報紙を隅から隅まで読んでほしいんですよ。でも、言われたことは「そんな真剣にみんな読まないよ」と。そういうことを前提に、耳で情報を聞いてもらうということが私はとても大事だと思うんですよ。

それで、今回の2月の広報紙にたくさんコロナに関するもの入っていますよ、これだけ。その中でも、例えば自宅療養者の方に食品の支援をしますという、こんなすばらしいことをやっぱりこの紙だけでは、読んでくれたらいいけれども、読んでもらえなかったら分からないんです。だから、こういうことだって、防災無線せつかくあるんだから流したらいいんじゃないかというふうに私は思います。

だから、防災無線の活用で、もっと情報を、発信している側だから、これだけ書いているんだから届いていると思うかもしれないけれども、実は届いていないんですね。だから、自分だったらこんなふうにしてくれたらいいのになということをもうちょっと工夫して防災無線で流せないものかということです。

やっぱり今、行政報告で町長がコロナに関して4番目に報告しましたよね。そういった内容を防災無線で流したらいいんじゃないかというふうに私は思うんですよ。そういうふうに流すんですから、防災無線で町長が行政報告したことを流しても何の弊害もないわけですか

ら。そういうふうと思うんですけども、長くなってすみません。いっぱい来ているもの
すから、もう私も言わないと。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） ちょっとどう答えていいのかというのが、ちょっと分から
ない部分もありますけれども……

〔「ごめんね、たくさんあって」と言う人あり〕

○総務企画課参事（大塚治樹君） まず、情報提供の関係ですけれども、この新型コロナウイ
ルスの関係については非常にデリケートな問題もございまして、あまりにも大きな情報を流
してしまうと、個人の特定に必ずつながるんです。

まして今、こども園の関係に関しては親御さんが特定されたりとかしてしまっていて、しかも、
もうLINEだとかいろんなもので特定されているいろいろな言われたりとかしてしまっていますので、あ
まりにも情報を流し過ぎることが、かえって個人情報の漏えいにつながっていくとい
うふうに、個人の特定につながっていくということが非常にあって、あまり情報を流し過ぎ
るとするのは、それもどうかなというふうに思っています。

それと、LINEなんですけれども、LINEはLINEのシステムを使ってやっている
ものですから、その登録をしたときの返信に関しては全くうちで設定をしているわけではな
いので、あれ以上の返信はできないというふうに理解していただければと思います。

LINEといっても、町のLINEとつながるんですけども、あれは双方向じゃなくて、
基本的にはお店とかが登録をして、例えばチケットを配ったりとかそういったものをする
システムの中で、公共機関が使うと無料で送られるというふうなシステムになっているので、
そういうもので併用してやらせていただいているので、通常の、つながってコミュニケーション
を取るLINEとはちょっと代物が違うというふうにちょっと理解していただければな
と。

ですから、一方通行なんです。どうやっても一方通行なんですけれども、少しいろいろ、
苫小牧市なんかやっているのは、そこでアンケートを取ったりとか、そういったことはシ
ステムとしては可能な代物になっていますので、そういったことは今後必要になるかなとい
うふうに思っていますけれども、そこに対してはちょっと事業費というのもついて回るので、
その辺については後の話かなと思っています。

それと、あとは広報紙の関係ですけれども、ホームページ等にも同じものは載せているん
ですけれども、なかなか、おっしゃるとおり、胆振東部地震のときもそうでしたけれども、

情報が伝わらないというのは、いろんな媒体を使ってもなかなか見てもらえないというのはあると思うんです。

議員が胆振東部地震のときも我々に言ったとおり、紙媒体じゃないと伝わらない人もいる。SNSじゃないと伝わらない人もいる。そういったことは我々もあのときから非常に意識しておりまして、SNS、ホームページ、フェイスブックですとか、そういったもの全て使って情報を流していますので、それが伝わっていないと言われてしまうと、じゃ何で伝えればいいんだというような問題につながっていくと思っています。それは、できるだけ我々も努力して伝わるような方法を考えていますけれども、なかなかそこを全ての方々に見ていただけないというのは、現実問題としてあるというふうには私も認識しています。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

簡潔にお願いします。

○総務企画課長（成田忠則君） 私のほうから、ひかり保育園、認定こども園の収束の関係と、それから情報の発信の部分についてお答えをしたいと思います。

まず、ひかり認定こども園につきましては、最初に罹患をされたというか、発熱をしたのが18日のことでございます。その後、PCR検査等によって罹患が判明をしてきたということで、まだ10日程度しかたっていないという、やっと今日から、該当するクラスが再開をしたという状況でございます。

こういう状況でございますので、おおむね今日まで感染拡大はしていないということですから、収束はしているものという意味で推測はされますけれども、まだ予断を許さないというところもありますので、この部分については集団感染ということでございますから、また後ほどアナウンスをさせていただければなというふうに考えております。

情報提供の在り方ということで、いろいろと御指摘もありました。今、大塚のほうで答弁をさせていただきましたけれども、さらに我々としてもいろいろな媒体を通じて届くような情報提供というものを丁寧にやっていきたいということでございますので、そういう部分で何か御意見等があるのであれば、また町のほうにお寄せをいただいて、どうしたら届くのかというふうなところも我々としても考えていきたいというふうに思いますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

5番、大松議員。簡潔に。それと併せて予算審議でありますので、あまり大きく超えない範囲で質問をお願いします。

○5番（大松紀美子君） 感染拡大の中で、こういう議会が開かれるというところで、今しかないと思ってお聞きしています。

それで、先ほど大塚さんから御答弁いただいたLINEの返信、自分たちがやるわけじゃないとおっしゃっていましたが、「登録ありがとうございます」の次に、「これはお問合せがあっても返信ができるものではありません」とか、そういう例えば言葉を入れてもらうということも不可能なんですか。それはできるんだったら、そうしたほうが誤解はされないし、一生懸命返事来ると思ってLINEで返す人だって、質問する人だっていると思うんですよ。だからそういう文章、その御登録ありがとうございますの後に、これはお問合せがあっても返信できない機能になっていますぐらいのことを入れることは可能なんじゃないかなと思うんですけれども、それもう一度御答弁お願いします。

それから、防災無線で何でも流せばいいと言っているわけじゃなくて、あまり詳しく提供したら感染者が確認されて誹謗中傷と言っていますよ、防災無線で。私のところに言った方は、それは中にはそういう方もいるかもしれない。探して。でも今、何で防災無線で言っているかという、一層気をつけてほしいからですよ。むかわの状況がどうなっているのとみんな心配しているんですから。お買物にも行かない、訪問するのめためらう、そんな状況なんですよ。だからいろんな、むかわでこんなふうになっていますよと、より一層気をつけてくださいというために情報提供するんですよ。そのために防災無線あるんですよ。お金かけてつくって、活用することをもっと考えてください。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） LINEのその返信の関係については、メーカー側ともお話しをさせていただく中で、対応可能かどうかというものをちょっと確認をさせていただいて、可能であれば対応してまいりたいというふうに考えてございます。

また、情報防災無線の活用の在り方という部分についても、できる限り我々としても丁寧な情報発信に努めたいということでございますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 幾つか尋ねます。

まず第1点は、このコロナの関連で予算を組んでいるんですけれども、今回、我が町で発生した事例からの観点で1つまずお伺いします。保育関係で出たという中で、ここへの対応

というのはどんなふうな対応をされたんだろうか。やっぱり、こういう感染が出た場合に行政なんかがどういう対応を取るのかということがあるんじゃないかと思っっているんですが、お聞きしますと、この場合に、最初的时候には、どうも親のほうで熱があつたりなんていう状況がある程度分かっていたというか、そういう状況の中で通園されて、それが発生源になったというふうなこともあるようであります。そういうような場合に、我が町としては行政としてその点検なりなんなりということはどうなふうに行われているのか。あるいは全く難しいものなのか。そこら辺の対応はどうだったのかということをお聞きしたいと、ひとつ思います。

それから2つ目には、2つの病院に無料でできる検査キットを置きましたよというふうに今回の予算でやったということなんですけれども、穂別診療所なら、これまでに検査キットを用意していたという、いわゆる在庫があつたというふうに思っているんですが、そこら辺は既にどんなような状況になって、それらを含めてどれぐらいの数になっていくのかということをお知らせ願いたいというふうに思います。今、世間一般では、これらPCRも含めて検査キットがなかなか入手できないという状況があるようでございますけれども、それらを含めてどれぐらいの状況になっているのかということをお知らせください。

それから、心配されていた高齢者施設、子どもというところで、子どものところで出たわけなんですけれども、これらの中で、他の高齢者施設等々についてどのような形で、この感染が広がってから対応されているのか伺っておきたいというふうに思います。まずその辺をお伺いをいたします。

○議長（小坂利政君） 大塚総務企画課参事。

○総務企画課参事（大塚治樹君） 認定こども園のコロナの経過についてちょっとお話しさせていたきたいと思います。

18日に情報が入りまして、これ2つから情報が入りました。認定こども園側から、子どもが発熱をして12時ぐらいに帰ったという情報と、小学校のほうから、お父さんが今日陽性になっていますということで情報が入って、そこをつなぎ合わせた結果、親子だということがすぐ分かりましたので。

通常でいくと、保健所にその情報が入って、疫学調査をした結果どういう対応をしていくかというのが本来の姿だというふうに私たちも思っています。ただ、この情報が入った後、保健所に情報が入って疫学調査するのが次の日になります。認定こども園のお子様は、既に発熱をしているという状況があつたので、状況判断として、この子が陽性者だというふうに

判断したほうがいいんだろうということです。お父さんが陽性者でお子様も発熱しているという状況の判断として、子どもは発熱して陽性者になるだろうというふうに予想ができたので、ここはすぐ判断として、町として対応したほうがいいだろうといったところで対応させていただきました。

本来で言えば、保健所の判断を待って、保健所の指示に従って行うということがこういうときは必要だったのかもしれませんが……

〔「保健所には連絡しています、そのことは」と言う人あり〕

○総務企画課参事（大塚治樹君） すみません。

連絡はしていますけれども、そういった状況の中で判断をして、PCR検査ですとかそういったことをして、こども園と対応する我々を含めてその対策本部の会議を開いて対応してきたというのが経過です。そのほか、小学校も、お子様もいらっしゃったので、その該当するクラスと、放課後子どもセンターにもその日通っているという状況があったので、放課後子どもセンターも含めてPCR検査をしたというのが経過になります。

結果的には、認定こども園の中で感染が広がっていてクラスターという形になったというのが現状ですけれども、これ1日待っていれば、まだまだ感染が拡大したケースだろうなというふうに考えております。

ですから、状況判断をどうしていくかというのは、愛誠会さんのクラスターのこともあったので、我々もやはりその辺の蓄積があったので対応ができたのかなというふうに思っていますけれども、そういう中で対応してきたのが現状でございます。

それと、高齢者施設では、今、感染はないので、高齢者施設に関しては保健所が対応することに、重点化ということになっていきますので、こちらのほうは保健所との対応、一緒に対応していくというふうになると思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 無料抗原検査の関係ですけれども、厚生病院のほうと、それから穂別調剤薬局のほうで行っているものにつきましては、道のほうの対策として行っている感染拡大時における無料検査のところに申請を出して行っているものですので、こちらのほうの予算で検査キットを買ってお渡ししたというものではございませんので、そのような形でそれぞれ対応していただいているところです。

以上です。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） そうすると、誰でも行って、ちょっと熱があるから心配だからといって、医療機関に行って検査をお願いしますというふうにはならないということなのか、それじゃ。

その辺のところをちゃんと説明していただいて、本当に心配なくできるんだよというふう
に答弁いただきたいと思っているんだけど、そこが1つ。

それから、そのキットが入手しづらいという状況が世間一般に広がっているようだけれども、そういう点での心配はないのかということを含めてもう一回お尋ねしたいと思います。

あわせて、この際にワクチン接種の問題で、今エッセンシャルワーカーの皆さんから始まっているようだけれども、それらがどのぐらいいっているのか。そして、その中には、例えばケアハウスのようなところで、そこでお世話している人たちの、そういう人たちのところまでそれらが早期という形で接種がいくのかどうか、それらも含めてお話を聞かせてください。

○議長（小坂利政君） 今井健康福祉課参事。

○健康福祉課参事（今井喜代子君） 無料検査につきまして、すみません。説明が不足していて申し訳ございません。

無料検査につきましては、感染の心配があるといいますか、周りに感染者がいて感染がしているかもしれないというような形で、症状がある方というよりも、症状がない方を対象として考えているものです。発熱があるとか症状がある方につきましては、普通の保険診療という形で病院のほうで通常に検査は受けられる形になっておりますので、そちらのほうは、まず病院のほうに電話をして御相談をした上で受けていただくような形になっております。無料検査のほうにつきましても、全て予約制になっておりますので、まずは電話をかけた上でその予約の枠が空いているかどうかを含めて確認をしていただいた上で受けていただくような流れになっております。

無料検査につきましては、町外のほうの病院であつたりとかドラッグストアとかでも行っているところですが、今なかなか、やはり希望者が多くていっぱいという状況がありますので、その辺につきましては、今おっしゃられたとおり、検査キットのほうの入手も困難というところでなかなか難しい状況あるかなと思いますけれども、症状がある方につきましては普通に診療という形で受けることが可能ですので、御相談いただければと思っております。

あと、ワクチン接種の関係ですけれども、現在、町内では高齢者施設のほうと、それから

通所介護等を行っている事業所のほうの職員につきまして、鶴川地区、穂別地区とも接種のほうを行っております。鶴川地区では昨日、慶寿会、それから通所施設のほうの職員のほうもほぼ行っているところでして、また順次、エッセンシャルワーカーも含めながら接種のほうを早く行っていきたいと考えているところになります。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

休憩させていただきます。

休憩 午前10時54分

再開 午前10時54分

○議長（小坂利政君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案書つづり5ページから7ページまでの予算総則、第1表、歳入歳出予算補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、承認第2号の質疑を終わります。

これから承認第1号及び承認第2号の2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、承認第1号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、承認第1号の討論を終わります。

次に、承認第2号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、承認第2号の討論を終わります。

これから承認第1号及び承認第2号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順とします。

初めに、承認第1号を採決します。

お諮りします。

承認第1号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第10号））は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第1号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に、承認第2号を採決します。

お諮りします。

承認第2号 専決処分につき承認を求める件（令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第11号））は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号 専決処分につき承認を求める件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第7、議案第2号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第2号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書9ページをお開き願います。

本件は、令和3年8月3日開催の令和3年第3回むかわ町議会臨時会、議案第51号におきまして議決をいただきました田浦地区田浦6線排水路整備工事に係る請負契約につきまして設計変更が生じたことにより、契約金額を変更する必要があることから、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、変更契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

設計変更の内容につきましては、支線水路工における破損及び勾配不良による施工延長の

増加及び構造物取り壊しに係る廃棄物処理への確定によるものでございます。議決をいただきました契約金額の事項中、8,448万円から337万7,000円増額いたしまして、8,785万7,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 設計変更、こういう変更はあり得ることなんですけれども、今ちょっと説明の中で破損等があったという話がありました。それはどういうことなんでしょうか。自然のものなのか、それとも工事中のものなのか、それらをどういう判断でこの追加という形になったのか、もうちょっと説明お願いしたい。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

田浦6線排水路、令和元年から事業を始めまして、今年度で最終年3年目、最後の工事でございます。鶴川高校前の支線部分なんですけど、施工区間で改良するところがありまして、最後、既存の水路とくっつける場所ございまして、そこを工事をやっつけて改めて見たところ、勾配不良というのは勾配が取られていない、また、U字溝といいますか、こう水路になっているんですけれども、その水路の壁が一部踏圧に押されて壁が破損している。これは自然の力で破損をした形ございまして、工事で壊したわけではないんですが、そこで最終的に水路を改修したところで、機能の発揮、また、排水時の安全性の確保というところでは、ここの部分をまた修繕といいますか、整備していかなければならないという形で施工延長の増を割くところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議案第2号 工事請負契約変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第8、議案第3号 工事請負契約の変更に関する件を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第3号 工事請負契約の変更に関する件につきまして御説明申し上げます。

議案書11ページをお開き願います。

本件は、令和3年8月3日開催の令和3年第3回むかわ町議会臨時会、議案第52号におきまして議決いただきました旭岡1号橋橋梁補修工事に係る請負契約につきまして設計変更が生じたことにより、契約金額を変更する必要があるため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条の規定に基づき、変更契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

設計変更の内容につきましては、橋台の劣化範囲確認による補修体積の増加及び河川管理者との協議により、足場工法に変更が生じたことに伴うものでございます。議決をいただきました契約金額の事項中、6,820万円から1,200万1,000円増加いたしまして、8,020万1,000円に改めるものでございます。

以上で、議案第3号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、北村議員。

○11番（北村 修君） 1点だけお伺いします。

今の説明の中で、足場組立ての関係で河川管理者のほうからクレームがついて、それで工事内容の一部を追加しなきゃならなかったということなんですけれども、あまり考えられない状況なんですけれども、これはどういうことなのかを詳しくお知らせください。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

1級河川鶴川にかかっている橋梁のため、北海道開発局と河川協議を進めた中で橋梁の修繕工事を進めてきております。道道側の橋台を直すに当たりまして、足場を、河川管理者との最初の流れでいきますと、下からこう組み上げる足場、通常の枠組み足場と言うんですけども、そういう形で土のうを閉め切った中で施工するというところで進めていたんですが、ちょっと最終的な河川管理者との流れの中では、下からでなくて橋から下げてやる足場に変更しないと、増水したときにはここは危険だという形で、河川管理者との協議の中ではその旨の指導を受けたため、足場工の変更をしたところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） 11番、北村議員。

○11番（北村 修君） つまり管理者からは、道道側のその最初の出だしの部分の橋台の部分の関係で流れが悪くなると。端の流れが悪くなるから工法を変えてくれということが出たということなんですか。

だけれども、それだったら川の真ん中なら分かるけれども、端なのに何でそこが河川管理者の開発の方から言ってこななければならないのかなと、どうも疑問に感じるんですけども、そこら辺のところもうちょっと解明してもらえればいいなというのと、それからもう一つは、今、工事をやっている間、工事やっている日中の時間帯は、あそこに通行をちゃんと安全に確認する人がいるんですけども、その時間帯が過ぎると後は何もなしという状況になるんですね。せめてあそこに、どちら側かに信号機かなんかをつけて往来がちゃんとできるようにしたほうがいいんじゃないかというふうについていつも思っているんですけども、その辺のところの協議というのはどうなっているのか、この際聞いておきたい。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの質問にお答えします。

河川の管理者、この橋台側なんですけど、通常は地上の部分が出ておりまして、そこから下で足場を組んで、土のうで締め切るという形に、まあ、流れの阻害もあるんですが、大水出たときにその足場が流されて下流に影響を及ぼすという、そういう観点からの指摘がございますので、流水の阻害というのもあるんですが、その足場が流れるということからも指摘を受けた形での変更をしております。

また、交通規制でございます。議員御提案いただきました信号機なんですけど、昔は信号機の許可いただいたんですが、今、信号機の許可は非常に難しい形でございます。ちょっと交通規制を進めるのは苦慮しているところでございます。通常、工事期間におきましては、町内バスが通っておりまして、その町内バスの最終便の時間までというところで交通誘導員を朝早くから夜まで出してもらう形での交通規制をしている中で、あと、地元旭岡の自治会に入りまして、橋梁工事でちょっと交通、御迷惑をおかけしますということで自治会に周知をした中で現在の交通規制をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） 今の関連で御質問しますが、橋脚を補修するのに下側からの立ち上げで足場を組む、この工法から言うと、逆に安くなっていくのが普通で。

例えば下から組まないんですから、上からのつりでやっているわけですから、そうすると、工事費がここで1,200万もかかるというのがどういう理由でこれでかさむのか。下からやる足場を組んでやっていく工法と、それから上からつり下げてやるというふうな工法の中で、どういった違いで1,200万も増額しなければならぬのか。これが、まず1つは理解できないのと、先ほど11番議員が申されたように、やはり夜間に時差の信号機は、当然やはりつけておくべきでないかというふうに思うんですが、このあたりは検討の余地はなかったのかどうか。このあたりも併せて質問をしておきたいと思えます。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

旭岡1号橋の設計変更におきまして、足場の変更もございまして、手前側、A1橋台の断面が、当初点検によって劣化している箇所を見ていった形なんですけど、それを実際いざはつっていきますと、かなり老朽化して構造物が非常に損傷しているという状況が確認されまして、そちらの断面補修のほうがかなり大きく、金が多くかかった形で今回1,200万

ほどちょっと上がっているという形の設計変更の内容でございます。

足場につきましては、下からいくより上からいくという形がちょっと手間かかるので高くなるんですけども、今回の設計変更の一番大きなお金の占めるウエートは断面補修、これが大きな理由でございます。

また、交通規制につきましては、今回意見もらいまして、またちょっと今後の、あと2年ほどちょっとこの橋の工事は進める形でございますので、ちょっとよりよい方法を検討していきたいかと思えます。御理解くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

10番、津川議員。

○10番（津川 篤君） この工事の工事契約するときに、そういった例えば路面の劣化とかそういうものも十二分に検査した上で工事金額というものは算定していくはずなんです。

そこが見逃していて、工事を追加しなければならないという状況ではなく、初めからそこは見ていなかったという、やはり入札そのものに、積算していく上においてそこは非常に欠陥があったのではないかというふうに思われるんですが。これが、やはり極端に言えば、その修理というのが全般について、橋脚全体を入れて入札しているはずなんですけれども。

であれば、やはりそういうものも十二分に検討した上で入札金額というものを積算して出してくると、これが普通の工事のやり方なんです。なぜ今回だけがそこを抜け出していたのか。それを見逃していたのか。そのあたりの根拠というのはどういうふうになっているのか。

○議長（小坂利政君） 江後経済建設課参事。

○経済建設課参事（江後秀也君） ただいまの御質問にお答えします。

橋台の断面補修の部分かと思えますが、これの設計に当たりましては、橋梁点検という形で、その橋台部分を目視及びたたいて中の空洞とかそういう形を確認して施工範囲を決めていく形で当初設計を組んでおりました。

いざ補修に入るところで、そのたたいている施工範囲というところは決めて、それでいっているんですが、表面のコンクリート、モルタルですね。それをちょっとはつって中を見ていくと、まだこう広がっていくという形が確認されたので、これでほかの場所も手をかけないという形はもういきませんので、橋梁の安全性確保というところでは、いざ一皮剥いてみた中でちょっと老朽化している部分というのが、当初の想定していた打音検査でちょっと見極められなかった箇所まで及んでいたということで、今回この範囲が増えたということで設計変更をしているところでございます。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第3号 工事請負契約の変更に関する件を採決します。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号から議案第5号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第9、議案第4号 工事請負契約の締結に関する件及び日程第10、議案第5号 工事請負契約の締結に関する件の2件を一括議題とします。

議案第4号及び議案第5号の2件について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第4号から議案第5号までのししゃもふ化場整備に係る工事請負契約に関する件につきまして、一括して御説明申し上げます。

御説明いたします2件につきましては、いずれも1月26日執行いたしましたししゃもふ化場整備に伴う建築主体、機械設備の2工事に係る一般競争入札における予定価格が議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分並びに重要な公の施設の利用又は廃止に関する条例第2条に規定する金額以上であることから、請負契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

工事の内容といたしましては、鉄骨平屋建の養魚地及び管理棟691.33平方メートル、鉄筋コンクリート造の沈砂及び配水槽53.83平方メートルの本体の建築工事及び施設稼働に係る機械設備の整備を予定し、工期は2工事とも令和4年10月14日とするものでございます。

議案第4号から御説明申し上げます。

議案書13ページ、併せて別に配付してございます議案説明資料1ページ、議案第4号資料をお開き願います。

工事の種類につきましては、ししゃもふ化場新築（建築主体）工事でございます。入札の結果、入札金額3億500万円、税込み3億3,550万円で、菱中・遠藤特定建設工事共同企業体、代表者、菱中建設株式会社苫小牧本店、常務取締役本店長、岩谷高志に落札決定となりましたことから、当該事業所と契約を交わそうとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き3億1,500万円、税込み3億4,650万円で、落札率は96.83%となりまして、1月28日に仮契約を交わしているものでございます。

次に、議案第5号を御説明申し上げます。

議案書15ページ、議案説明資料3ページ、議案第5号資料をお開き願います。

工事の種類につきましては、ししゃもふ化場新築（機械設備）工事でございます。入札の結果、入札金額9,700万円、税込み1億670万円で、国策・進興・矢野特定建設工事共同企業体、代表者、国策機工株式会社、代表取締役、内田善朗に落札決定となりましたことから、当該事業所と契約を交わそうとするものでございます。

なお、予定価格につきましては、税抜き9,924万円、税込み1億916万4,000円で、落札率は97.74%となりまして、1月27日に仮契約を交わしているものでございます。

以上、議案第4号から第5号までの説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑の順番は議案番号順とします。

まず、議案第4号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、議案第5号の質疑を終わります。

これから議案第4号及び議案第5号の2件について討論を行います。

討論の順番は議案番号順とします。

初めに、議案第4号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第4号の討論を終わります。

次に、議案第5号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、議案第5号の討論を終わります。

これから議案第4号及び議案第5号の2件を採決します。

採決の順番は議案番号順といたします。

初めに、議案第4号を採決します。

お諮りします。

議案第4号 工事請負契約の締結に関する件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号を採決します。

お諮りします。

議案第5号 工事請負契約の締結に関する件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小坂利政君） 日程第11、議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

菊池総務企画課主幹。

○総務企画課主幹（菊池 功君） 議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）につきまして御説明申し上げます。

議案書17ページをお開き願います。

本補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、原油高騰により打撃を受けている施設園芸農業者、また、水産物の価格が落ち込む中、将来の所得向上を見据えた取組を行う鵜川漁業協同組合及び漁業者に対し、国の令和3年度補正予算で配分決定された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し支援する費用のほか、年度内の事務執行に必要な費用を追加するものでございます。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,396万6,000円を追加し、それぞれ96億3,166万4,000円とするものでございます。

補正した款項及び補正後の金額は、議案書18ページ、第1表、歳入歳出予算補正となっております。

次に、第2条でございますが、これから御説明いたします追加予算のうち、新型コロナウイルス感染症対応事業746万円分は、各事業とも年度内から事業を開始するものの支援に係る最終確定の年度内完了は難しく、繰越事業として取り進める必要があることから、議案書19ページに記載のとおり繰越明許費に追加するものでございます。

説明の都合上、別冊配布してございます令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書により御説明申し上げます。

歳出、4ページ、また別に配付してございます議案説明資料の5ページをお開き願います。

まず、資料の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の概要につきましては、令和3年度の国の補正予算におきまして、本町の交付限度額は1億2,480万4,000円と決定されたものに係るこれまでに予算を措置し活用している内容、また、本補正予算において歳出予算に追加する事業に係る充当予定額を示してございます。

なお、既に予算計上した対象事業につきましては、表の右側の備考欄に予算計上した時期等を記載しておりますので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

補正する予算を説明申し上げます。

4ページ歳出、2款1項9目291番、新型コロナウイルス感染症対応事業補助金746万円の追加につきましては、議案説明資料の3番から5番までの新型コロナウイルス感染症の影響を受けている事業に対する支援をするための追加でございます。1つ目は、水産物の価格低迷で収入の減少をしている町内の漁業者に対する支援といたしまして、新たにホタテ貝の操業を始めるに当たり、漁具を鵜川漁業協同組合が整備し、リース方式により操業者が使用することとしていますが、操業者へのリース料の軽減を図ることを目的に組合が整備する費用の一部を支援する事業に180万円。

2つ目は、原油価格が高騰し経営が圧迫されている町内の施設園芸農家に対する支援といたしまして、令和3年11月から令和4年3月までに使用した灯油に係る単価の差額を支援する事業に441万円。

3つ目は、水産業の単価低迷等により収入が減少している町内の漁業者及び鵜川漁業協同組合に対する支援といたしまして、今後所得の向上を図ることを目的に進める令和3年9月に開設した直売所で行うイベント等のPR事業及び令和4年1月に運営開始したバーチャル店舗におけるネット販売に係る費用の一部を支援する事業に125万円を追加するものでございます。

なお、3事業合計746万円の財源のうち505万円につきましては、説明書3ページにあります歳入、14款新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、残額につきましては財政調整基金を活用するものでございます。

説明書4ページの中段でございます。

7款2項1630番、除雪対策事業の委託料1,410万円、あわせまして1650番、建設機械等維持管理事務の燃料費98万円の追加につきましては、先ほど承認第1号で、暴風雪に伴い1月中旬からの緊急的に実施する必要があった除排雪費用の追加につきまして御承認をいただいたところでございますが、今後2月から3月までに必要と見込まれる額を追加するものでございます。

追加する1,508万円に係る財源は歳入の3ページ、10款地方交付税を1,500万円、残額は19款前年度繰越金とするものでございます。

説明書5ページでございます。

9款3項2030番、中学校施設管理事務、修繕料142万6,000円の追加につきましては、穂別中学校施設内における緊急的な修繕に要する事案が発生したことから、必要となる費用を追加するものでございます。

なお、財源は全額前年度繰越金とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議、御決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小坂利政君） 提案理由の説明が終わりました。

これから説明に対する質疑を行います。

質疑されるときは、ページ数及び款項目節または事業番号を指示の上、質疑願います。

まず、議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）に関する説明書、別

冊事項別明細書の1、総括、2、歳入、3、歳出の全般について質疑ありませんか。

12番、野田議員。

○12番（野田省一君） 事業番号291番、新型コロナウイルス感染症対策事業についてですけども、先ほどのところでもちょっと話ありましたけれども、PCR検査と抗原検査、これどちらも入っていると思うんですけども、抗原検査キットというのは、もうなんかあまりないような話をしていたりもするんですけども、それと、PCRについても町独自で行うという部分でいくと、これは一体どのぐらいの費用がかかって、おおよそ潤沢にあるとすれば何回ほど使用を想定されているのか。500万円で何回ぐらいできるのかなという単純な話なんですけれども。

それと、PCRを独自でするという判断は、国というか保健所の考え方も変わってきたということで、今、家族までというようなこともあるのかなと思うんですけども、その判断は、抗原検査は先ほどあったように濃厚接触者の……

○議長（小坂利政君） 野田議員。

○12番（野田省一君） はい。

○議長（小坂利政君） 今の質問は、ちょっと今の範囲を超えていますので、後からにしてください。

今、3番、4番、5番の範囲ですけども、今、予算の範囲ではちょっと超えていますので。

今の質問どうですか。答えられますか。

〔「答えられる範囲で」と言う人あり〕

○議長（小坂利政君） じゃ、質問続けて。答えられるそうですから。

答えられる範囲で質問を続けてください。

○12番（野田省一君） 対応事業だったら要は、それと独自のPCRと抗原検査、これ抗原検査は独自、本人の判断でできそうですけれども、PCRの検査の判断というのはどこで誰がするのかということ、その点についてお伺いしたい。

○議長（小坂利政君） 成田総務企画課長。

○総務企画課長（成田忠則君） 抗原検査、それからPCR検査についてお答えをしたいと思います。

まず、抗原検査については、先ほどお話ししたとおり、町内の2つの施設で無料で行える。これは道の検査対象ということで費用については北海道で持つという形になってござい

ます。

一方、PCR検査、町で独自で行うという部分ですけれども、この部分については基本的に行政の運営上に関わる部分で対応をしていくという形で考えてございます。全部やるということではなくて、例えば認定こども園なんかはかなり広範囲に広がっていくという、ましてや、助成する団体でもございますので、そういった場合には町の対策本部会議、これを経ながら判断をしまっているということでございます。また、学校関係についても町に関係する部分でございますので、そういった部分で拡大防止を図るという点でPCR検査を行うと。これも一定程度、その対策本部会議を開きながら判断をしまっているという考え方でございます。

費用については、検査キットそのものの容器は800円の消費税ぐらいですね。それと、検査料については1万円程度ということで、やはりこういう部分で考えますと、おおむね300から400ぐらいの数を想定しているというところでございます。

なお、町の抗原検査キットについては現在100個ぐらい在庫をしているというところでございます。PCR検査については、必要な都度検査キットを取り寄せをして検査機関に委託をするという形でございます。

以上です。

○議長（小坂利政君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認めます。

次に、議案書つづり17ページから19ページまでの予算総則、第1表、歳入歳出予算補正、第2表、繰越明許費補正の全般について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第6号 令和3年度むかわ町一般会計補正予算（第12号）について採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小坂利政君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（小坂利政君） これで本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

令和4年第2回むかわ町議会臨時会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時32分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員